

オフサイト検査モニターの集計結果について

概 要

- ◇ 金融庁では、「金融検査に関する基本指針」の適切な運用の確保及び検査マニュアルの機械的・画一的な運用を防止する等の観点から、検査モニターを実施し、今後の検査業務の参考としております。
- ◇ 検査モニターは、検査局や財務局の各幹部が検査先の金融機関へ赴き、検査の実施状況などについて直接ご意見を伺うオンサイトモニターと、検査終了後アンケートに回答をいただくオフサイトモニターの 2 方式を実施しております。
今般、平成 18 検査事務年度に実施した検査に関する、オフサイト検査モニターのアンケート結果を取りまとめましたので、公表いたします。

アンケート要領

- ◇ アンケートは、以下の 2 種類について、「1(妥当)」「2(概ね妥当)」「3(あまり妥当でない)」及び「4(妥当ではない)」の 4 択方式で回答していただくものです。
 - ＜アンケート式①＞： 検査執行状況等に関する事項
 - ＜アンケート式②＞： 検査結果通知に関する事項
- ◇ 対象先、回収率
 - ＜アンケート式①＞
 - 対象先：240 先（18 年 7 月以降 19 年 5 月末までの間に立入検査を終了した先）
 - 回収率：158 先（66%）
 - ＜アンケート式②＞
 - 対象先：179 先（18 年 7 月以降 19 年 5 月末までの間に検査結果を通知した先）
 - 回収率：108 先（60%）

アンケート結果総括

アンケート結果([別紙 1 参照](#))は、全体として「1」及び「2」とする回答が、それぞれ 65%、29%寄せられています。

昨年公表時はそれぞれ 58%、35%であったことから、全体的には大きな変化はないものの、「1」とする回答に着目すると、7 ポイントの上昇がみられます。

(注)「面談の希望」に関する項目は、以下取りまとめ結果から除外しております。

アンケート項目ごとの状況

アンケート結果を項目別にみると、全 24 項目のうち 20 項目で、「1」と「2」を合わせた回答が 90%を超えています。

特に、昨年公表時に、「3」と「4」を合わせた回答の割合が高かった項目についてみると、例えば、「検査期間」や「内部監査を前提とした検査の実施」などの項目において、今回は「3」又は「4」とする回答の割合が減少しております。（注）

一方で、「3」と「4」を合わせた回答が比較的多かった項目もいくつか認められております（[別紙 2 参照](#)）。そのうち、主なものについて、付記された意見の内容と併せて、金融庁としての検討結果をご紹介します。

（注）「3」と「4」を合わせた回答状況（昨年公表時と今回の比較）

「検査期間」	昨年 9%、今回 1%
「内部監査を前提とした検査の実施」	昨年 7%、今回 1%

◇ 「検証にあたっての、双方向の議論」 ～ 「3」と「4」4% ～

付記された意見には、「意見を述べても、検査官の一方的な主張で終わったと感じたケースが多かった」、「評価段階を付す際の議論については、各カテゴリー毎の『評価』に関する議論がやや不足していた」など、昨年公表時と同様の意見が散見されております。

これらの意見に対しては、双方向の議論に努めるよう研修等の機会を通じて検査官に再度徹底することに加え、主任検査官には各検査官への指導を徹底し、きめ細かい管理を行うよう、今後も指導して参ります。

◇ 「検査マニュアルの機械的・画一的な運用」 ～ 「3」と「4」4% ～

付記された意見には、「債務償還年数、債務超過解消年数に基づく債務者区分の判定において、機械的・画一的な判定が多かった」、「検査マニュアルにおける『合理的な』や『適切性』について、検査官と認識を異にするケースがあった」などの意見が見られます。

また、「マニュアル別冊に基づいた検証」の項目では、「1」とする回答が 47%にとどまっており、付記された意見には、「代表者の資質や取引実績など、計数面で表現できない部分をもう少し理解してほしい」との要望もあります。

これらの意見に対しては、検査官には機械的・画一的な運用に陥らないよう、研修等の機会を通じて従来から周知徹底しているところですが、ご意見を踏まえ、さらに指導を徹底して参ります。

◇ 「資料の提出期限の配慮」 ～ 「3」と「4」4% ～

付記された意見には、「資料の提出期限にかなり無理があり、超過勤務を要する結果となった」、「終盤での（指摘事項）確認表のやりとりに、一部提出期限が短いものがあった」などの昨年と同様の意見が散見されております。

これらの意見に対しては、金融機関の対応能力や事務負担に配慮するよう、今後とも研修等の機会を通じて検査官に対する指導に努めて参ります。

◇ 「執務時間の考慮」 ～ 「3」と「4」4% ～

「3」と「4」を合わせた回答の割合は、昨年公表時(10%)から減少したものの、付記された意見をみると、「終了時間が遅くなる場合は、前もって知らせてほしい」、「終了時間が 22 時を超えることがあったので、終了時刻を平準化してほしい」など、昨年公表時と同様の意見が散見されております。

これらの意見に対しては、金融機関の負担への配慮や、就業時間外のヒアリング等を行う場合には、金融機関側の理解を求めることが必要なことから、主任検査官による管理を十分行うよう再度徹底するほか、今後とも研修等の機会も通じ検査官に対する指導に努めて参ります。

自由記載欄(「金融検査評価制度」について)

「金融検査評価制度」に関して寄せられた意見をみると、「経営改善に向けての動機付けとして有用である」と評価する多くの意見がある一方で、「『軽微な弱点』『自主的な改善』の基準が明確でない」、「『規模・特性』をどのように考慮するのか」といった懸念や疑問を呈する声も相当数に上っております。

これらの意見に対しては、金融機関の理解の一層の向上に資すること等を目的として 19 年 3 月に「金融検査評価制度に関するQ&A」を、19 年 7 月に「金融検査指摘事例集」を公表したところです。これらを判断の参考材料として、検査現場において、より充実した双方向の議論を行うよう努めて参ります。

アンケート式②結果(「検査結果通知書」について)

全体として、「1」と「2」を合わせた回答が 99%に上っており、特に「1」とする回答が 78%を占めております。

「検査モニター」について

◇ オンサイトモニターの実施については、「全件実施すべきである」との意見が 61%で、「希望により実施すべき」とする意見の約 2 倍に達しております。

◇ オフサイト検査モニターについては、評価制度に関する項目を拡充するほか、改訂検査マニュアル及びバーゼルⅡに関する検査に対する自由記載欄を追加しました。

また、「検証にあたっての双方向の議論」や「検査官の態度」など検査の執行状況に関する項目について、金融機関の率直な意見が一層反映するように、選択肢の記載振りを工夫のうえ、見直しました。

◇ 検査モニター等において寄せられた種々のご意見も踏まえ、一層適正な検査の実施に努めて参ります。各金融機関におかれましては、今後とも、検査モニターについてのご理解とご協力をお願いいたします。

(以 上)